

本部運営関係について

～理事会、評議員会の開催について～



法人・高齢者施設課
令和8年6月

【理事会】

- ・ 開催時のチェック項目
- ・ 議事録作成時の注意点
- ・ 報告事項について
- ・ 報告の省略について

【評議員会】

- ・ 開催時のチェック項目
- ・ 議事録作成時の注意点
- ・ 報告事項について
- ・ 報告の省略について



理事会開催時のチェック項目



【社会福祉法第45条の14】

- 開催手続きが法令、定款の定めに従って行われているか。
(招集通知の発出が開催の1週間前等)
- 定足数を満たしているか。(議決に加わることのできる理事の過半数)
- 議案に特別の利害関係を有する理事がないことを法人が確認しているか。
- 議事録署名人(定款で定めた方法)

【社会福祉法第45条の16】

- 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告(定款で定める頻度での報告)

【社会福祉法第45条の18】

- 監事は出席しているか。

●定款で定めている場合

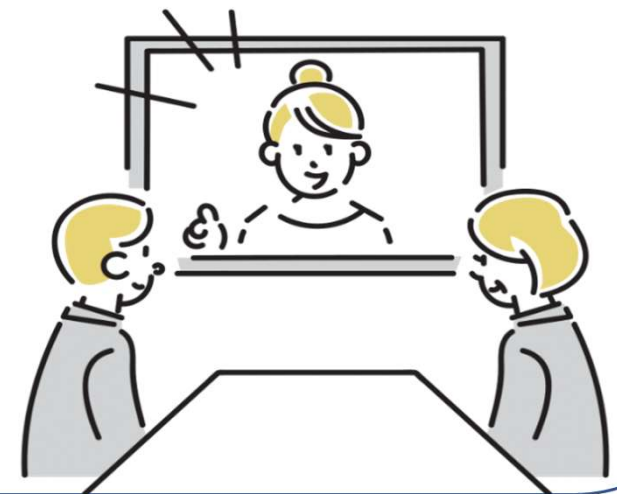
- 議長を決めているか。
- 議事の採決数は、議長を除く者の数とされているか。
- 可否同数の場合は定款で定められた方法で議決がなされているか。

理事会議事録作成の注意点

【社会福祉法施行規則第2条の17第3項】

◇対面、オンライン等で開催した場合

- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ 出席者の氏名（オンライン等での出席の場合は、その旨の記載）
- ・ 議長の氏名（定款で定めている場合）
- ・ 議題、議案
- ・ 議案に関する発言内容
- ・ 議案に関する表決結果
- ・ 特別の利害関係を有する理事の氏名
- ・ 署名年月日及び署名人



理事会の報告事項について

①理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告

(社会福祉法第45条の16第3項)

②理事の競業取引の報告

(社会福祉法第45条の16第4項、一般法人法第92条第2項)

③理事の利益相反取引

(社会福祉法第45条の16第4項、一般法人法第92条第2項)

④監事による理事の不正行為等の報告

(社会福祉法第45条の18第3項、一般法人法第100条)

理事会の報告の省略について

【社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法第98条第1項】

理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを省略することができます。

※理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告については、報告を省略することは出来ません。

(社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法第98条第2項)

◇報告を省略した場合の議事録の記載事項

【社会福祉法施行規則第2条の17第4項第2号】

- ・理事会へ報告を要しないものとされた事項の内容
- ・理事会へ報告を要しないものとされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



評議員会開催時のチェック項目



【社会福祉法第45条の9】

□開催手続きが法令、定款の定めに従って行われているか。

（理事会での招集決定に伴い招集通知が開催の1週間前に発出されているか等）

□定足数を満たしているか。（議決に加わることのできる評議員の過半数）

□議案に特別の利害関係を有する評議員がないことを法人が確認しているか。

□議事録署名人（定款で定めた方法）

●定款で定めている場合

□議長を決めているか。

□議事の採決数は、議長を除く者の数とされているか。

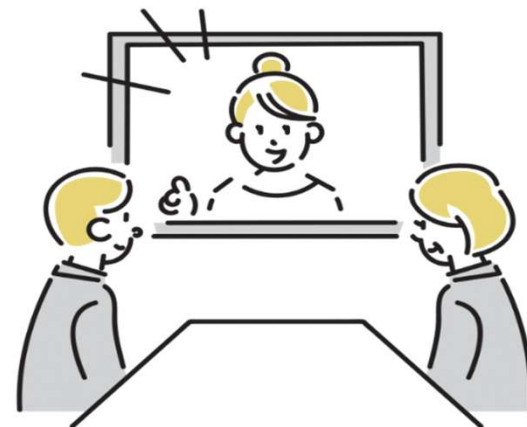
□可否同数の場合は定款で定められた方法で議決がなされているか。

評議員会議事録の作成の注意点

【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】

◇対面、オンライン等で開催した場合

- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ **議事録作成者の氏名**
- ・ 出席者の氏名（zoom等での出席の場合は、その旨の記載）
- ・ 議長の氏名（定款で定めている場合）
- ・ 議題、議案
- ・ 議案に関する発言内容
- ・ 議案に関する表決結果
- ・ 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- ・ 署名年月日及び署名人



評議員会の報告事項について

①事業報告の報告義務

理事は、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出したうえ（社会福祉法第45条の30第1項）、当該事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない（社会福祉法第45条の30第3項）

②計算書類の報告義務（会計監査人設置法人のみ）

評議員会の報告の省略について

【社会福祉法第45条の9第10項、一般法人法第195条】

◇報告を省略した場合の議事録の記載事項

【社会福祉法施行規則第2条の15第4項2号】

- ・ 評議員会へ報告があったとみなされた事項の内容
- ・ 評議員会へ報告があったとみなされた日
- ・ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

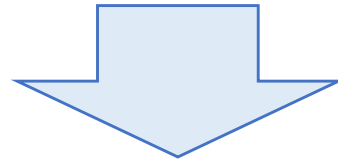


役員等の役割・責任について



【社会福祉法第45条の20】

「理事・監事若しくは会計監査人又は評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」



不祥事に直接関与していなくとも、職務を十分に遂行していなかったためにその不祥事が起こったと裁判所が判断すれば、損害賠償責任を負うこととなります。

理事の職務

①理事長・業務執行理事の職務

- i) 理事会から委任を受けた権限内の業務執行の決定
- ii) 担当業務の執行
- iii) 担当している業務における職員の監督
- iv) 内部統制システムの構築・運用

②理事の職務

- i) 理事会における業務執行の決定
- ii) 理事・理事長・業務執行理事の監視・監督
- iii) 理事長・業務執行理事の内部統制システムの構築・運用状況の監視

→理事は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

監事の職務

①理事の職務を監査

②事業報告及び附属明細書を監査

③計算書類等及び、附属明細書、財産目録を監査

評議員の職務

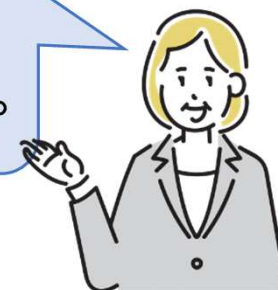
①法に規定する事項（以下は抜粋）

- i) 理事、監事及び会計監査人の選任・解任
- ii) 計算書類の承認
- iii) 事業報告
- iv) 報酬基準の承認
- v) 理事・監事の報酬等の額の決定
- vi) 社会福祉充実計画の承認
- vii) 定款変更
- viii) 合併契約の承認

②定款で定めた事項（以下は例）

- i) 事業計画・収支予算の承認
- ii) 基本財産の処分等の承認

理事、監事及び評議員につきましては各々の職務を遂行し、
今後も適切な法人運営に努めていただくようお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。

